

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

総合企画部市町村課

1 改正の趣旨

- 「住民に身近な事務は、住民に最も身近な市町村が、自ら考え自ら処理することが望ましい。」との考えのもと、「岐阜県事務処理の特例に関する条例」に基づき、県から市町村への権限移譲を推進。
- 今回の改正は、移譲事務の追加、権限移譲の廃止、その他所要の規定の整理を行うもの。

2 改正内容

- (1) 都市計画法に基づく事務を移譲している町に、新たに事務（1項目）を移譲するもの

事務の根拠法令	事務の概要	移譲先
都市計画法	都市計画法施行規則に基づく証明書の交付事務	養老町 揖斐川町 大野町 池田町

- (2) 証紙の廃止等に伴い、市町村への権限移譲を廃止するもの

証紙を貼付して知事に提出する書類を経由する事務の一部（都市計画法、建築基準法等に基づくもの）について、市町村への権限移譲を廃止する。

- (3) その他所要の規定の整理

3 施行日

- 2 (1) は令和8年4月1日から、(2) 及び (3) は令和8年1月1日から施行